

議案第 42 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成21年5月11日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成21年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2の前の見出し及び同条から第3条の4までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第3条の5中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第3条の6、第3条の7、第4条（見出しを含む。）及び第6条から第6条の3までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第6条の4中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第7条中「附則第16条の2の2及び第16条の2の3」を「附則第16

条の 2」に改める。

附則第 9 条中「第 3 0 項、第 3 4 項、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 0 項、第 4 1 項、第 4 3 項から第 4 8 項まで、第 5 1 項、第 5 3 項から第 5 9 項まで若しくは第 6 1 項」を「第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 3 9 項、第 4 0 項、第 4 2 項から第 4 5 項まで、第 4 7 項、第 4 9 項から第 5 5 項まで若しくは第 5 7 項」に改める。

附則第 1 0 条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 7 号）附則第 1 5 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」に、「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」を「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の生駒市都市計画税条例の規定は、平成 2 1 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 0 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。